



十 身体障害者福祉法  
十一 法律  
十二 社会福祉法  
十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
三十七号)  
十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
十五 薬剤師法  
十六 老人福祉法  
十七 理学療法士及び作業療法士法  
十八 柔道整復師法  
十九 社会福祉士及び介護福祉士法  
二十 義肢装具士法  
二十一 介護保険法  
二十二 精神保健福祉士法  
二十三 言語聴覚士法  
二十四 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）  
二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
二十九 子ども・子育て支援法  
三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律  
三十一 國家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）  
三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律  
三十三 公認心理師法  
三十四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律  
三十五 臨床研究法  
第四条の四 法第四十九条の三第四項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは、「生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは、「同法第四十九条の三第一項」と、「同条第一項」とあるのは、「同法第四十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

（医療に関する審査機関）									
第五条 法第五十三条第三項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会とする。									
第六条 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。									
第十号	第一項 第四十九号及び第 五十一条第二 项第九号	第五十一条第一 项第五号	第五十一 项第四号	第五十一 项第一条	第五十条	第五十九条 第二项第一号	第四十九条的二 项第一号	第四十九条的二 项第二号	第五十一条第二 项第一条
十一号	医療に 書類	診療録、帳簿	診療報酬	の医療	医療を	病院若しくは 診療所又は薬	病院若しくは 診療所又は薬	介護扶助	の医療
十二号	介護に 書類	帳簿書類	介護の報酬	介護を	介護	介護扶助	介護	介護	介護機関

第八条	(就労自立給付金の支給に関する事務の委託)
三号及び第四号を除く。)に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)、第七十一条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)又は第七十四条の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受けた損害賠償金、法第七十七条、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額(同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額	法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者との連絡上就労自立給付金の支給に関する事務を他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことが適当であると認めるときは、同条第三項の規定により、当該被保護者に係る就労自立給付金の支給に関する事務を他の就労自立給付金を支給する者に委託することができる。 2 就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たつては、関係の就労自立給付金を支給する者は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。
三号及び第四号を除く。)に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)、第七十一条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)又は第七十四条の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受けた損害賠償金、法第七十七条、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額(同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額	3 就労自立給付金を支給する者は、法第五十五条の四第三項の規定により就労自立給付金の支給に関する事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならない。 (進学・就職準備給付金の支給に関する事務の委託) 第八条の二 前条の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。 (繰替支弁)
第九条	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、法第七十二条第一項の規定によりその長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に所存する保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものに対し一時繰替支弁する保護費及び保護施設事務費の額は、当該施設の所在する市町村における保護費及び保護施設事務費の基準によつて算出するものとする。 (負担金及び補助金算出の基礎)
第十条	法第七十三条又は第七十五条(第一項第三号及び第四号を除く。)に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)、第七十一条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)又は第七十四条の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受けた損害賠償金、法第七十七条、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額(同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額

又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く)及び生活保護のための他の収入の額(法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業(第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。)及び法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業(同号において「被保護者健康管理支援事業」という。)係るものを除く。)を控除した精算額について行う。

前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において市町村又は都道府県が支弁し、又は補助した費用の額を超過するときは、その超過する額を後年度における支弁額又は補助額から控除する。

法第七十五条第一項(第三号及び第四号に限る。)に規定する国の負担は、各年度において、次に掲げる額のうちいかれか低い額について行う。

一 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用について市町村又は都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額

二 市町村又は都道府県が法第七十条(第六号に限る。)又は第七十一条(第六号に限る。)の規定により支弁した費用の額(その費用のための収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

前項第二号の規定により控除しなければならない額が、その年度において市町村又は都道府県が支弁した費用の額を超過するときは、その超過する額を後年度における支弁額から控除する。

(大都市等の特例)

**第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)**第一百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第八十四条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の二十九第一項から第五項までに定めるところによ

が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の五に定めるところによること。

(町村の一部事務組合等)

**第十二条** 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この政令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第一百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十五条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

は、当該年度の末日の前々日) の翌日から起算する。

5　国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

6　国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

7　法附則第十三項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げを行つた場合とする。

附 則　(昭和二六年九月一三日政令第二九六号)

(施行期日)

1　この政令は、昭和二十六年十月一日から施行する。

(経過規定)

2　第四条の二の規定は、生活保護法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百六十八号)の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

附 則　(昭和三一年八月二一日政令第二六五号)

1　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和三十一年法律第百四十八号)の施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。

2　この政令による改正後のそれぞれの政令及び勅令の規定による都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十五条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二百五十三号)附則第三項から第十項までに定めるところによる。

附 則　(昭和三七年九月二九日政令第三一号)

1　この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。



(施行期日)  
**第一条** この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成三十一年二月二十八日政令第四)

(施行期日)  
**一号** 抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成三十一年六月八日政令第一八五号) 抄

(施行期日)  
**附 則** (平成三十一年九月二十八日政令第二八四号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成三十一年十月一日から施行する。)

**附 則** (令和二年九月九日政令第二七一號) 抄

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

**附 則** (令和二年一二月二三日政令第三六八号) 抄

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

**附 則** (令和五年一一月二九日政令第三四〇号) 抄

(施行期日)  
**附 則** (令和五年一一月二九日政令第三四〇号) 抄

1 この政令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

**附 則** (令和六年一月一九日政令第一二号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和六年四月二四日政令第一七三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。